

3 民事調停はどのように進められるの？

▶▶▶ 民事調停は、法律の知識がなくても簡単に行えます！ ◀◀◀

申立書の提出

窓口で書式例がありますので簡単に作成できます。
郵便で提出することもできます。

期日の通知

調停期日（裁判所に来て調停を行う日時）をお知らせします。

第1回調停期日

（申立書の提出から概ね1か月半後）
調停委員が双方からトラブルの実情をお聴きします。

調停期日

何回か期日を重ね、解決に向けて調整を行います。

調停成立

合意の内容は、調停調書に記載されます。
調停調書には判決と同じ効力があります。

不成立

合意ができなかった場合は、
調停は不成立となります。
別途、訴訟を行うこともできます。